

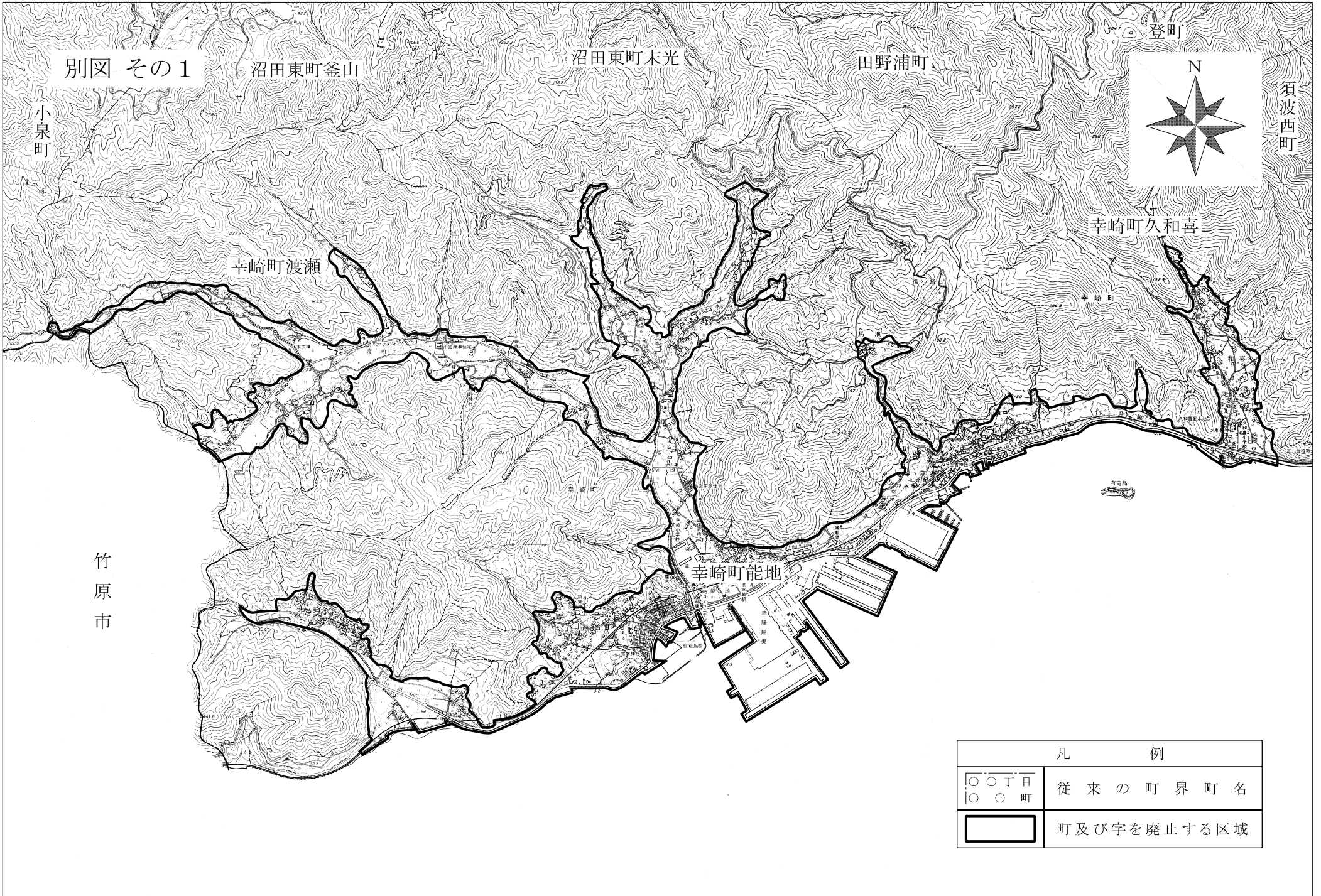
広島県告示第六百二十五号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第十九号）第二条第一号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成二十二年八月三十日から、三原市の別図その一に示す区域内の町及び字の区域を廃止し、その区域をもって別図その二に示す町の区域を新たに画する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、三原市長から届出があった。

平成二十二年七月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

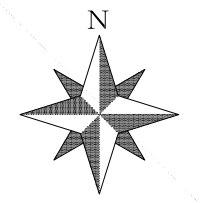
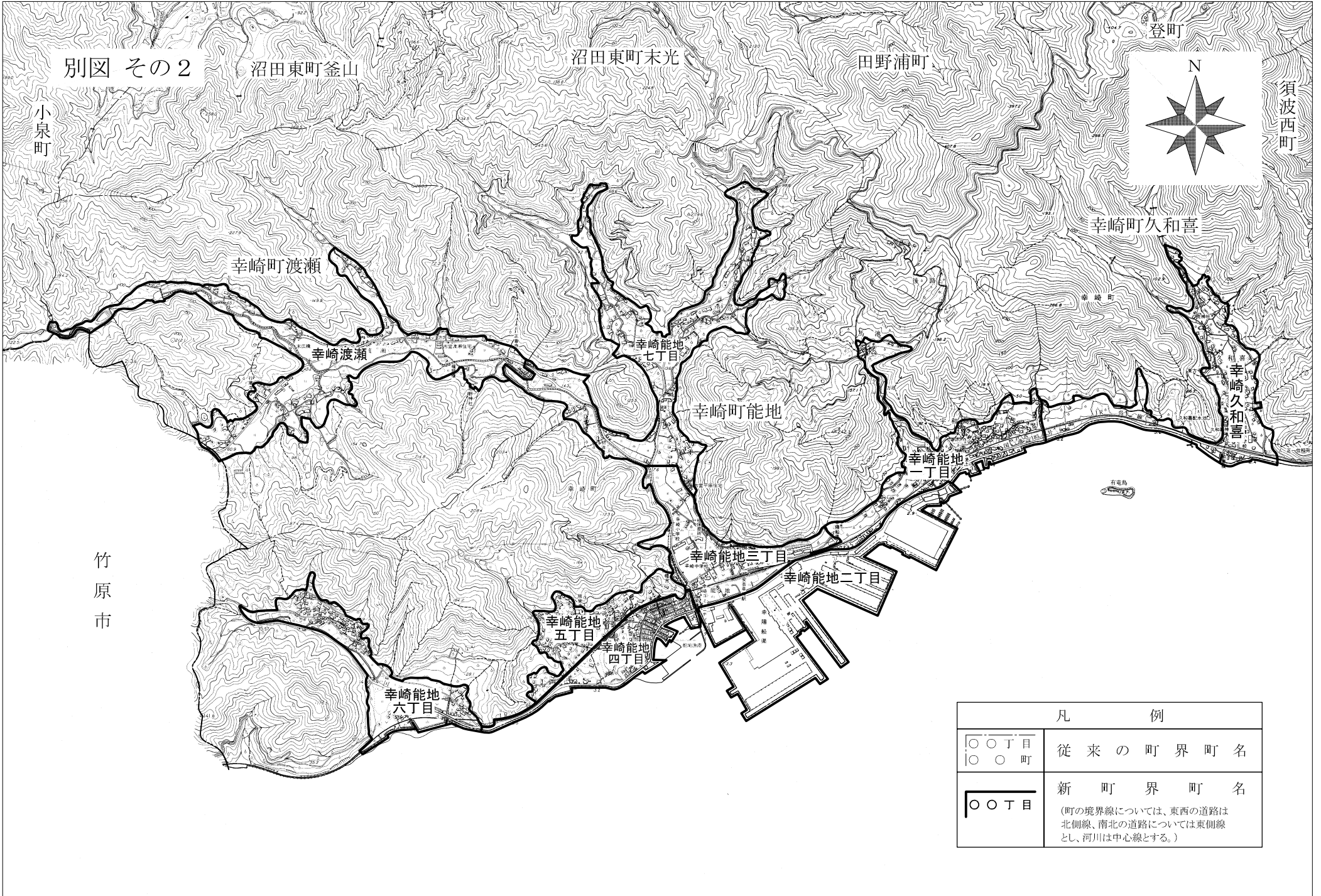
別図 その1



凡 例

○ ○ 丁目 ○ ○ 町	従 来 の 町 界 町 名
□	町 及 び 字 を 廃 止 す る 区 域

別図 その2



須波西町

登町

沼田東町末光

田野浦町

沼田東町釜山

小泉町

幸崎町久和喜

幸崎町渡瀬

幸崎久和喜

幸崎町能地

幸崎能地七丁目

幸崎能地一丁目

幸崎能地三丁目

幸崎能地二丁目

幸崎能地五丁目

幸崎能地四丁目

幸崎能地六丁目

竹原市

凡 例	
	従 来 の 町 界 町 名
	新 町 界 町 名 (町の境界線については、東西の道路は北側線、南北の道路については東側線とし、河川は中心線とする。)